

(1) 令和6年度中間報告

○介護保険事業特別会計 地域支援事業

R6. 11. 30現在

事業名			事業内容	実績	
【介護予防・日常生活支援総合事業】					
	1	訪問型サービス	ヘルパーによる掃除、洗濯等の日常生活上の支援	1,221件	
	2	通所型サービス	デイサービス等での機能訓練や集いの場など日常生活上の支援	1,536件	
	3	その他生活支援サービス	栄養改善や独居高齢者の見守りを目的とした配食	148人	
	4	介護予防ケアマネジメント	要支援1・2、事業対象者への適切なサービス提供のためのケアマネジメント	3,283件	
【指定介護予防支援事業】					
	1	介護予防支援計画作成	要支援1・2、事業対象者への適切なサービス提供のためのケアマネジメント	2,004件	
○一般会計 重層的支援体制整備事業					
【地域介護予防活動支援事業】					
	1	介護予防事業対象者把握事業	基本チェックリスト（77人）、把握事業（14人）、MCIチェックリスト（45人）、MCI質問紙（70人）の活用	206人	
	2	介護予防普及啓発事業	回想法事業（437人）、集いの場への講師派遣(1815人)、健康体操教室（シニア493人、プール356人、運転121人、ココトレ112人）、ポイント事業(196人)	3,530人	
	3	地域介護予防活動支援事業	介護予防サポーター養成講座・連絡会（38）、温泉施設利用助成	1,037人	
	4	地域リハビリテーション活動支援事業	はつらつリーダー及びすこやかデイサービス従事者への理学療法士による研修会	29人	
【生活支援体制整備事業】					
	1	地域ケア会議推進事業	地域ケア個別会議・地域自治区ケア推進会議（懇談会・合同会議）・市地域ケア推進会議	個別20回・自治区24回	
	2	在宅医療介護連携事業	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討会議	1回	
			多職種連携研修会（R7.1.23）	予定	
	3	認知症初期集中支援チーム	チーム員による支援	新規4件・継続3件	
			認知症疾患医療センター（大湫病院）啓発映画上映会（R7.1.18）	開催予定	
	4	認知症地域支援・ケア向上事業			
		1	多職種連携研修	認知症対応型デイサービスの紹介（市内事業者5か所）	58人
		2	認知症の方の家族のつどい	介護者を支える場として認知症地域支援員が中心に実施（R7.3.13）	開催予定
		3	認知症カフェ	ささゆりカフェ 6回	219人
	5	生活支援体制整備事業	第1層協議体会議開催	2回	
			支え合い活動交流会・意見交換会開催	1回	
	【地域包括支援センター】				
	1	総合相談支援業務	医療・福祉・介護サービスの利用に繋ぎ継続的な支援を実施	3,187人	
	2	権利擁護業務	虐待対応・予防活動実施	通報8件 コア会議23回	
	3	包括的・継続的ケアマネジメント	定期的なケアマネ連絡会の開催・個別相談実施	534人	
	4	家族介護者支援事業	介護者同士の交流や気分転換の場（2回）	16人	
	5	高齢者あんしん見守り登録	認知症による行方不明になる恐れのある方の登録、見守りシールの交付、GPS機器購入費の一部助成、個人賠償責任保険の加入	12人（新規5人）	
	6	高齢者見守り活動支援事業	高齢者の安否確認のため市内事業所と協定締結	36ヶ所	
	7	高齢者等位置検索端末機購入助成事業	位置探索端末機の購入助成	0人	
	8	介護用品購入助成事業	介護用品購入費用の一部助成	181人	
	9	成年後見利用促進・利用支援事業	後見制度の周知。申立費用、報酬を助成	申立0件 報酬9件	
	10	認知症サポーター養成講座	地域での理解と早期対応の知識普及のための講座（8回）	107人	
			認知症サポーター活動支援（あんしん声掛け訓練）	107人	
	11	緊急通報システム整備事業	独居高齢者の日常生活の安全確保	164人	
	12	若年性認知症の人と家族の支援	認知症地域支援推進員による訪問支援等	0件	
13	後期高齢者の保健事業と介護予防の一体化	保健事業と介護予防事業を一体的に実施	22回		

1)介護予防ケアマネジメント・介護予防支援計画作成

・令和6年度の制度改正により、要支援1・2の認定者の介護予防支援計画作成については、地域包括支援センターからの委託ではなく居宅介護支援事業所が「指定介護予防支援事業所」として、利用者との直接契約によりケアプランを作成することが可能となった。

(単位:件)

	包括	委託	合計	直接契約
介護予防支援計画作成	103	1,901	2,004	733
介護予防ケアマネジメント	2,002	1,281	3,283	
合計	2,105	3,182	5,287	733

2)介護予防事業対象者把握事業

MCI 対象者把握事業(認知症の前段階とされる軽度認知障害(MCI)のスクリーニングテスト)

・壮健クラブや介護予防事業の参加者にも声を掛け、地域に出向いて実施した。
 ・該当者については、必要に応じて受診勧奨や地域包括支援センターの地域担当による実態把握を実施。
 ・前回の運営協議会での意見を受け、これまでパソコンソフトによるスクリーニングを実施してきたが、広く若い世代にも手軽に MCI のスクリーニングを受けられる機会について、健幸推進課と共に検討をした。
 新たに、手軽に自分でチェックできる紙面(チェックリスト)による

(単位:件)

スクリーニングを導入し、集団検診の場で行い、該当者の中で希望者に面談をしていく準備をした。(令和7年度から開始予定)

実施人数	MCI 該当
115	3

3)介護予防普及啓発事業

・介護予防教室として、市内公共施設3カ所で健康シニア応援塾、山岡健康増進センター楽歩でコトレチャレンジとプールウォーキングを開催した。全教室において、参加前と参加後では、運動習慣保持者の増加がみられた。

・男性の参加者が少ない実情を受け、令和4年度から恵那警察署とのタイアップによる運転応援事業を開催したところ、全参加者の5割以上が男性で、男性の運転への意識が高いことがわかる。今年度は健康教室に加えて、サポートカー乗車体験と、免許返納後の移動手段の一つとしてシニアカー乗車体験を実施した。



4)地域リハビリテーション活動支援事業

・はつらつ(介護予防)リーダー、すこやかデイスサービス(いきいき教室)の従事者を対象に、理学療法士による「恵那市フレイル予防体操～エナジーバード(恵那 じい ばあ 動)体操～」研修会を開催した。エネルギーのエナジーと“恵那市民は、孫ができて(じいじ・ばあばになっても)動き続けます”というコンセプト。

・腰痛予防・ひざ痛予防・入浴・トイレ・散歩・買い物・災害時に備えての7つの生活場面で行うことができる体操。

・令和7年度に「介護予防手帳」として発行し、地域でのフレイル予防活動に力を入れていく。



5)地域ケア会議

・今年度より、社会福祉協議会と協議をして、多くの地区で1回目を地域福祉懇談会(恵那市地域福祉計画・恵那市地域福祉活動計画における会議体)とし、2回目を福祉合同会議(地域自治区ケア推進会議・介護保険事業計画における会議体)として一体的に開催した。会議開催に向けて、自治区運営協議会委員・民生児童委員・支部社協・社協・地区担当者間の打合せを重ねて実施した。

6)在宅医療・介護連携事業

情報共有への支援:つながるカードの普及啓発

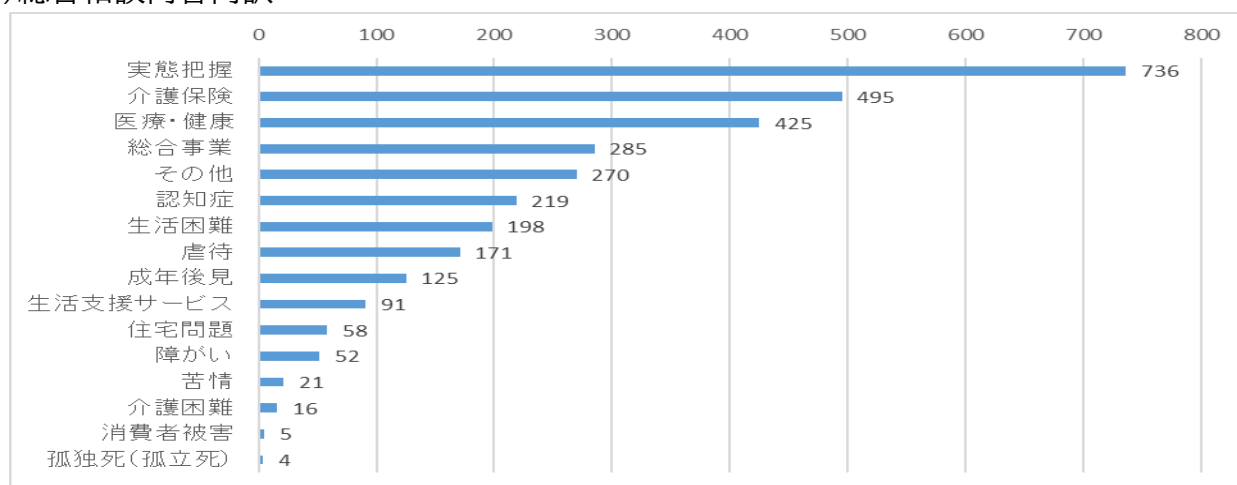
- ・ケアマネ連絡会(毎月介護支援専門員を対象に開催)で、ワーキンググループメンバーにより実施。
- ・地域住民へ、認知症啓発講演会(認知症疾患医療センター大湫病院主催の映画上映)時に実施。

多職種連携研修:歯科医師会との研修会

- ・藤田医科大学歯学部歯科口腔外科学教授の吉田光由先生による「口から食べる」を守りたいと題して、口腔ケアや義歯の役割や必要性等についての講演会の後、グループワークを通じて連携について話合った。

7)総合相談内容内訳

(単位:件)



- ・8050問題など、複雑化・複合化したケースが増加し、他課や関係機関と連携して重層的に支援を継続することが重要となっている。
- ・生活保護の対象にはならないが、年金が少なくて入所先施設が見つからないケースが目立つ。
- ・身寄りがないために、施設入所や市営住宅等への入居の困難さを抱えるケースが増えてきている。

8)権利擁護業務

虐待対応

- ・身体的・心理的虐待は、認知症・精神疾患による拒否が、介護者の介護疲れに繋がり、家族だけで何とかしなければならないと考えてしまい、暴言や暴力に至っていることが多い。
- ・解決に向けてのツールとして、認知症は初期集中支援チームが介入することで受診し服薬に繋がった事例や、関係機関と連携を強化して重層的に支援をすることで、解決ができた事例があった。

9)認知症施策

多職種連携研修

- ・ケアマネ連絡会において、市内5カ所の認知症対応型通所介護事業所の事業所紹介と、事業所職員と介護支援専門員との意見交換会を開催した。

認知症サポーター活動支援

- ・認知症サポーターが主体となり、まきがね公園で開催した健幸フェスタの会場内で「あんしん声掛け訓練」を実施。あんしん見守りシールの読取り体験を行った。

認知症ケアパスの更新

- ・認知症に関する相談窓口、医療や福祉機関の情報やサービスについて、日々の生活についての情報をまとめ第8版を作成した。包括支援センターの窓口やささゆりカフェ等事業時等に設置し啓発。



(2)介護予防支援計画作成業務の委託先一覧

令和6年7月～令和6年11月

	事業所名	所在地	委託件数(11月)	
			予防給付	総合事業
1	恵那市社協ケアプランセンター	恵那市大井町727番地11	30	10
2	恵那市社協ケアプランセンター岩村・上矢作	恵那市岩村町1605番地11	31	28
3	恵那市社協ケアプランセンター明智・山岡	恵那市山岡町1207番地1	30	22
4	ケアプランセンター明日香苑	恵那市三郷町佐々良木1670番地1	-	12
5	くわのみ福祉よろず相談所	恵那市岩村町飯羽間1616番地	13	5
6	ケアマネあじさい	恵那市明智町1115番地1	17	15
7	まちづくり居宅介護支援事業所	恵那市山岡町上手向1228番地1	11	4
8	Kanekuケアプランセンター恵那	恵那市大井町1202番地6	8	1
9	未来設計おひさま	中津川市中一色町3番16号	-	23
10	3rd life	中津川市茄子川2077番地267	-	15
11	介護まちなか相談所	土岐市泉町久尻618番地5	-	8
12	「結い」介護相談室	恵那市武並町藤1929番地1	27	19
13	居宅介護支援事業所ほっと	中津川市蛭川5735番地227	-	1
14	ケアプランセンターもみじ	恵那市武並町竹折625番地1	4	0
15	えなぼん社会福祉士事務所	恵那市長島町中野1205番地327	0	0
16	ケアプランSORA	恵那市長島町正家637	10	2
17	居宅介護支援事業所福寿苑	中津川市付知町6575番地1	6	11
18	こころケアプランセンター大井	恵那市岩村町矢坪2653番地123	13	0
19	恵那めぐみケアプランセンター	恵那市長島町中野1205番地72	12	5
20	中野方めぐみケアプランセンター	恵那市中野方町川向1768番地1	1	1
21	m y ケアマネおひさま	恵那市大井町2372番地6	2	0
22	ナガヤケアプランセンター	瑞浪市寺河戸町1186番地2	1	0
23	介護の相談所 花＊花	恵那市岩村町1666番地19	8	3
24	中部ケアプランセンター	恵那市長島町中野1216番地8	0	1
25	居宅介護支援事業所シクラメン	中津川市阿木2811番地の1	0	2
			224	185

指定介護予防支援事業所

	事業所名	指定年月日
1	未来設計おひさま	令和6年4月1日～
2	3rd life	令和6年4月1日～
3	介護まちなか相談所	令和6年6月1日～
4	居宅介護支援事業所ほっと	令和6年7月1日～
5	ケアプランセンター明日香苑	令和6年10月1日～

(3) 令和 7 年度恵那市地域包括支援センター事業実施方針
及び事業計画 (案)

令和 7 年度
恵那市地域包括支援センター
事業実施方針

(案)



恵那市

目次

I 事業実施方針策定の趣旨

II 地域包括支援センター等の意義・目的

III 運営上の基本的な考え方や理念

- 1 公益性
- 2 地域性
- 3 協働性

IV 業務推進の指針

1 共通事項

- (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み
- (2) 事業計画の策定
- (3) 設置場所等
- (4) 職員の姿勢
- (5) 地域との連携
- (6) 個人情報の保護
- (7) 広報活動
- (8) 感染症対策の強化
- (9) 業務継続に向けた取り組みの強化
- (10) 会議や多職種連携における ICT の活用
- (11) 苦情窓口

2 業務内容

- (1) 介護予防、日常生活支援総合事業
- (2) 指定介護予防支援事業
- (3) (重層的支援) 地域介護予防活動支援事業
- (4) (重層的支援) 生活支援体制整備事業
- (5) (重層的支援) 地域包括支援センター

I 事業実施方針策定の趣旨

この事業実施方針は、恵那市地域包括支援センター（以下「センター」という）の目的、運営上の基本的考え方や理念、業務推進の指針等を明確にすると共に、業務の円滑、効果的な実施に資することを目的に策定する。

II 地域包括支援センター等の意義・目的

センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行なうことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置する。（介護保険法第 115 条の 46）

センターの設置主体は恵那市（以下「市」という）であることから、市はセンターの設置目的を達成するための体制整備に努め、その運営について適切に関与する。

具体的には、地域の関係機関の連携体制の構築など重点的な取り組み方針について市とセンターが共通認識のもと、協働して適切な運営に努める。

市が設置する地域包括支援センター運営協議会は、センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関として役割を発揮することにより、市の適切な意思決定に関与し、適切、公正かつ中立なセンターの運営を確保するものとする。

III 運営上の基本的な考え方や理念

1 公益性

- (1) センターは、市の介護・福祉行政を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行なう。
- (2) センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われることを十分理解し、適切な事業運営を行なう。（不当に特定の事業所に偏らない事業運営を行なうよう努める）

2 地域性

- (1) センターは地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であり、地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行なう。
- (2) 地域ケア会議等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

3 協働性

- (1) センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種が「縦割り」に業務を行なうのではなく、職員相互が情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の事務体制を構築し、業務全体を「チーム」として

支える。

- (2) 地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動する。

IV業務推進の指針

1 共通事項

- (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み
センターにおいては、業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援を担う。
- (2) 事業計画の策定
センターは、地域の実情に応じて優先順位を検討したうえで、必要となる重点課題・重点目標を設定し、各地域での特色ある相違工夫した事業運営に努める。また、LIFE 等を活用した計画の作成や PDCA サイクルの推進に努める。
- (3) 設置場所等
地域住民や介護支援専門員、サービス事業者等の多様な関係者がアクセスしやすい場所にセンターを設置する。
- (4) 職員の姿勢
センターの業務は、地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を与えるために業務を遂行する。また、適切なサービスの提供を確保する観点から、ハラスメント対策に関する方針の明確化等を行う。
- (5) 地域との連携
地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向け積極的に取り組む。
- (6) 個人情報の保護
個人情報の取扱いについては、恵那市個人情報保護条例を遵守し、センターが有する高齢者の情報が、業務の関係のない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れることのないように情報管理を徹底する。
- (7) 広報活動
センターの業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力を得るためにパンフレットや広報誌等を作成し、様々な場所や機関への配布を行なうなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報する。

(8) 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、感染症委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）等を実施する。

(9) 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、支援が継続的に提供できる体制構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）を実施する。

(10) 会議や多職種連携におけるICTの活用

運営基準において実施が求められる各種会議等について、感染防止を行い多職種連携の促進の観点から、以下の方法を活用する。

- ① 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を必要に応じて活用する。
- ② 利用者等が参加して実施するものについて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を必要に応じて活用する。

(11) 苦情窓口

センターに対応する苦情について適切に対応する。

2 業務内容

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

① 介護予防・日常生活支援総合事業

地域共生社会の実現が地域包括ケアシステムのめざす方向であり、制度分野の枠や「支える側」と「支えられる側」という関係を超え、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取り組みを促進する観点から、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を推進する。

ア、介護予防ケアマネジメント

センターは、要支援者及び「基本チェックリスト」該当者を対象として、介護予防ケアマネジメントに基づき、多様なニーズに応じた多様なサービスを提供する介護予防ケアマネジメント事業を実施する。

そのため、窓口に来た高齢者に対し、センターは、恵那市と一体となって、要介護・要支援認定または「基本チェックリスト」該当性判定の申請及びそれに関する相談を受け付ける事を基本とし、対象者が利用しようとするサービスの種類に応じて、次のタイプのいずれかの介護予防ケアマネジメントを実施する。その際利用者への説明・同意等に関しては利用者の利便性を図る。

介護予防ケアマネジメント一覧

類 型	サービス種類	作成料/月
ケアマネジメント A (原則的なケアマネジメント)	従来相当訪問サービス	利用月額 4,420 円
	訪問型サービス C	初回加算 3,000 円
	従来相当通所サービス	委託連携加算 3,000 円
	通所型サービス C	高齢者虐待防止措置未実施減算 -44 円
ケアマネジメント B (簡略化したケアマネジメント)	訪問型サービス A	利用月額 2,150 円
		初回加算 2,210 円
	通所型サービス A	委託連携加算 2,210 円
		高齢者虐待防止措置未実施減算 -21 円
ケアマネジメント C (初回のみのケアマネジメント)	訪問型サービス B	初回利用月のみ 2,150 円
	通所型サービス B	高齢者虐待防止措置未実施減算
	見守り食事サービス	-21 円

イ、介護予防・生活支援サービス

地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより地域の支え合い体制づくりを推進する。

	類 型	事 業 名	事 業 所 名
訪問サービス	訪問型独自サービス	訪問介護	各介護保険サービス事業所
	訪問型サービス A	すこやかヘルパー	シルバー人材センター
	訪問型サービス C	すこやかお口訪問	歯科衛生士
		すこやか食事訪問	岐阜県栄養士会
		食生活エーナ訪問	恵那市食生活改善連絡協議会
通所サービス	通所型独自サービス	通所介護	各介護保険サービス事業所
	通所型サービス A	すこやかデイサービス	山岡デイサービスセンターゆとり
			いきいき教室
			「結い」いきいき教室
			社協いきいき教室恵那
			社協いきいき教室岩村
			社協いきいき教室明智
			社協いきいき教室上矢作
			社協いきいき教室串原
	通所型サービス B	お出かけエーナ	NPO 法人まんさく

			NPO法人みさと愛の会
			NPO法人まめに暮らそまい会
他	生活支援サービス	お元気見守り食事サービス	各任意団体

(2) 指定介護予防支援事業

① 指定介護予防支援

要支援者が予防給付の対象となる介護予防サービスの利用ができるよう、利用者の自立支援に資するサービス提供を考慮しケアマネジメントを行う。
利用者への説明・同意等に関しては、利用者の利便性を考慮する。また、ケアプラン作成業務を委託する際は、公平性・中立性のうえ事業所を選定する。

介護予防支援一覧

類 型	作成料/月
介護予防支援費 I（地域包括支援センターが計画作成した場合）	4,420 円
介護予防支援費 II（指定居宅介護予防支援事業所が // ）	4,720 円
初回加算	3,000 円
委託連携加算（Iのみ）	3,000 円

(3)（重層的支援）地域介護予防活動支援事業

① 一般介護予防事業

要支援・要介護状態に陥る可能性の高い高齢者を早期に把握し、要介護状態等となることを予防し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援を実施する。また、介護予防の意義や知識の普及啓発、地域において介護予防活動が自主的に実施されるよう介護予防に向けた地域づくりを推進する。

分 類	事 業 名
介護予防対象者把握事業	基本チェックリスト把握事業
	MCI（軽度認知障害）対象者把握事業
介護予防普及啓発事業	健康教室・健康教育講師派遣
	保健事業と介護予防の一体化事業
	回想法普及・活用事業
	健康体操教室（健康シニア応援塾）
	健康体操教室（プールウォーキング）

地域介護予防活動支援事業	健康体操教室（運転応援事業）
	健康体操教室（ココトレチャレンジ）
	介護予防サポーター養成講座・活動支援
	高齢者温泉施設利用助成
地域リハビリテーション活動支援事業	健幸ポイント事業
	理学療法士による研修会
	介護予防手帳の発行

（4）（重層的支援）生活支援体制整備事業

① 地域ケア会議

地域ケア会議は、センター職員、市職員、介護サービス事業者、医療関係者、民生委員、地域代表者等の多職種が参加する会議体であり、多職種が協働して支援困難事例等の個別課題の解決を図る（ネットワーク構築機能）とともに、自立支援に資するケアマネジメントが実践できるよう介護支援専門員の能力を高め（個別課題解決機能）個別機能の課題分析等を積み重ねる事により、地域に共通した地域課題を明確化（地域課題発見機能）し、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり（地域づくり、資源開発機能）さらには介護保険事業計画への反映など政策形成に繋げる機能（政策形成機能）を有する。

ア、地域ケア個別会議

支援に困難を感じているケース、自立に向けた支援が難しいケース、地域課題と考えられるケース等を担当する介護支援専門員等への支援が必要と判断した場合に随時開催する。なお、抽出した地域課題については、地域福祉懇談会で提示し、課題解決に向けた協議を行う。

イ、福祉合同会議（地域自治区ケア推進会議）

地域福祉懇談会で検討された高齢者等に関する地域課題について、社会福祉協議会及び市社会福祉課等と連携し、具体的に解決へ向けた検討会議を適宜開催する。（生活支援体制整備事業の第2層協議体と同一会議体とする。）

ウ、市地域ケア推進会議

地域資源だけでは解決困難な地域課題について検討する。この会議は、地域包括支援センター運営協議会の所掌事務のうち「その他の地域包括ケアに関すること」の機能と合致するため、年1回地域包括支援センター運営協議会終了後に開催する。

名 称	機 能	構 成 員
地域ケア個別 会議	・個別課題解決機能 ・地域包括支援ネットワーク構築機能 ・地域課題発見機能など	市職員・センター職員・ケアマネジャー・介護サービス事業所・保健医療関係者・民生委員・住民組織・本人・家族等
福祉合同会議 (地域自治区 ケア推進会議)	・地域包括支援ネットワーク構築機能 ・地域課題発見機能 ・地域づくり、資源開発機能など	地域自治区・支部社協・民生委員 壮健クラブ・地域の活動団体・医療関係者・ケアマネジャー・振興事務所・その他必要な者
市地域ケア推進 会議	・地域包括支援ネットワーク構築機能 ・地域課題発見機能 ・地域づくり、資源開発機能 ・政策形成機能など	地域包括支援センター運営協議会 委員が兼ねる

② 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と介護の一体的な提供と提供体制の構築を推進するために、地域の実情を把握・分析したうえで、住民や地域の医療・介護関係者と地域の目指すべき姿を共有し、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進していく。

地域の目指すべき姿の4つの場面（日常の療養支援・入退院支援・急変時の対応・看取り）を意識して取り組む必要があり、達成すべき目標設定を4つの場面ごとに設定する。

ア、現状分析、課題抽出、施策立案

取 組 項 目	取 組 内 容
地域の医療・介護連携の把握	市ホームページに医療・介護サービス事業所の情報掲載、継続的に更新する
在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	在宅医療・介護連携推進会議（2回/年）開催し、専門職によるワーキンググループ会議を随時開催する
切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	推進会議にて抽出された課題についての取り組みを実施する

イ、対応策の実施

取 組 項 目	取 組 内 容
在宅医療・介護に関する相談支援	在宅医療・介護連携支援センターを市にと歯科医師会にも配置（委託） 市にはコーディネーターを2名配置し相談に対応する
地域住民への普及啓発	在宅医療・介護において必要な事項について広報等の媒体を活用するなど啓発活動を実施する
医療・介護関係者の情報共有の支援	情報共有ツールの活用について検討を行い、更なる改善を図る
医療・介護関係者の研修	歯科医師会に委託し、また初期集中支援推進事業と連携し、多職種連携研修会を開催する

③ 認知症総合支援事業の推進

ア、認知症初期集中支援推進事業に関する業務

- ・ 認知症初期集中支援チームの配置
専門職と認知症サポート医である専門医で構成する認知症初期集中支援チームを配置する。
- ・ 認知症初期集中支援チームの業務
認知症初期集中支援チームの専門職は、適切な医療・介護等に結び付いていない認知症、又は認知症と疑われる状態の人とその家族を早期から関与し、適切な医療・介護等を受けるために必要な支援等を行ない、専門医は専門職の活動に必要な助言を行う。

イ、認知症地域支援・ケア向上事業に関する業務

- ・ 認知症地域支援推進員の配置
認知症地域支援推進員研修を受講した職員を、認知症地域支援推進員として配置する。
- ・ 認知症地域支援推進員の業務
認知症地域支援推進員は、認知症の人やその家族を支える地域の社会資源をコーディネートし、地域の人が地域で暮らし続けられるよう支援するため取り組む。

分 類	事 業 名
認知症地域支援・ケア向上事業	認知症カフェ（ささゆりカフェ）
	認知症の人の家族のつどい
	若年性認知症の人と家族支援
	認知症多職種連携事業
	認知症ケアパスの活用推進
	チームオレンジ支援
	認知症サポーター活動支援

④ 生活支援体制整備事業

地域の多様な生活支援等サービスを実施する各種団体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図り、高齢者がいきいきとした生活を継続できるよう事業を実施する。

ア、生活支援コーディネーターの配置

高齢者がいきいきとした生活を継続することができるように、地域の多様体と連携しながら、地域の生活支援等サービスの取組みをコーディネートし、サービスの提供体制の整備を行なう。

イ、協議体の設置

協議体は、生活支援体制整備を実施するにあたり、次の役割を担うこととする。

- ・生活支援コーディネーターの組織的な補完
- ・既存の地域資源の把握及び情報の共有
- ・生活支援サービスの体制整備に関する企画、立案、方針策定
- ・地域づくりの意識の統一
- ・情報共有の場と働きかけ

(5)（重層的支援）地域包括支援センター事業

① 相談支援業務

ア、総合相談業務

地域において安心できる総合相談の拠点としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的に相談できる体制をつくる。また、生活困窮やヤングケアラーなどの複合的な相談は専門的な支援につながるよう関係機関と連携を図る。

イ、実態把握

様々な手段により、地域の高齢者の心身状況や家族環境等について実態把握を行なう事で、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるように取り組む。

ウ、地域のネットワーク構築

支援を要する高齢者の把握及び継続的な支援を行なうために、高齢者に関わる医療、介護、福祉サービス関係者、民生委員、自治会等の地域の方々など様々な関係者とのネットワークの構築に努める。

② 権利擁護業務

ア、基本姿勢

複数の問題を抱えたまま生活する高齢者が、自らの権限を理解し、行使できるよう、専門性に基づいた支援をする。

イ、成年後見制度の活用促進

認知症などにより、判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービスや、金銭的管理、法律的行為などの支援のため、成年後見制度の活用を図る。

ウ、老人福祉施設等への措置

判断能力が低下した高齢者を、虐待等から保護するため、老人福祉法上措置が必要な場合は、市との連携を図って支援することとする。

エ、高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、「恵那市高齢者虐待防止マニュアル」に基づき、市及び関係機関等と連携を図り、適切な対応をする。利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施する。

オ、困難事例への対応

困難事例（複合的課題がある、支援拒否等）を把握した場合は、実態把握のうえ、センターの各専門職が連携して対応策を検討する。

カ、消費者被害防止

地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行ない、情報伝達と適切な対応により被害の拡大を防ぐよう支援するとともに、被害者に対して被害の回復のために、消費者問題相談窓口等の関係機関を紹介する。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント

ア、包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

包括的・継続的なケアを実践するため、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。また、介護保険サービス以外の様々な社会資源（地域の力）を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。加えてリスクマネジメントの推進も図る。

イ、介護支援専門員に対する支援

- ・ 日常的個別支援・相談

介護支援専門員の日常的業務に関し、専門的な見地から個別指導相談の対応を行なうこととする。

- ・ 事例検討会・研修会の実施

介護支援専門員の資質向上を図る観点から、関係機関と連携の上、情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。

- ・ 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、地域ケア会議等を活用し、具体的な支援方針を検討、指導助言等を行なう。

- ・ 地域における介護支援専門員のネットワークの構築と活用

地域の介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワークの構築やその活用を図る。

④ 独自のサービス

ア、家族介護者支援事業

事業名	事業内容
家族介護者交流事業	高齢者を介護している介護者が、一時的に介護から解放されて心身のリフレッシュを図り、介護者同士の交流を深める交流会などを開催する
高齢者あんしん見守り登録事業	認知症により行方不明となる恐れのある方の情報を登録し、さらに希望される場合は、見守りシールの交付、GPS 機器購入費の一部助成、個人賠償責任保険の加入をすすめる
高齢者見守り活動支援事業	高齢者の見守りに関する協定事業所との連携を図り、通報及び相談時には早期対応を実施する。活動支援として年 1 回の事業所連絡会を開催する
高齢者等位置探索端末機購入助成事業	上記のあんしん見守り登録事業のひとつで、位置探索端末機の購入等の費用を助成する
介護用品購入助成事業	在宅で介護を必要とする高齢者の家族に対して、介護用品購入費用の一部を助成する

イ、その他の事業

事業名	事業内容
成年後見利用促進・利用支援事業	成年後見制度利用促進基本計画に沿って正しい理解の促進を図るため制度についての周知・啓発を行う。 また、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものに対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する
認知症サポーター養成講座	認知症に対する地域での理解と早期対応の知識普及のための講座を開催する。地域住民、職場、学校、団体等を対象に随時開催する
緊急通報システム整備事業	一人暮らしの高齢者が、自宅で急病や事故など救急の際、緊急ボタンを押すことにより、消防署に直接通報できる機器を設置（必要に応じ人感センサーをセット）。また、月に1回「お元気見守りコール」で安否確認と機器点検確認を行う
介護保険適正化事業	給付適正化システムを活用して、不適切な報酬算定等を改めるよう指導助言を実施。また、訪問によるケアプラン点検も実施する

氏名		年齢	歳	地区 ()	生年月日 S 年 月 日
----	--	----	---	-----------	-----------------

認知機能に関する悩み気になる症状がいくつあるか確認してみましょう

*当てはまる項目にチェック☑してみましょう↓

1	健診などで血圧が高いと言われた事がある	☐
2	血糖値が高く糖尿病の可能性を指摘されたことがある	☐
3	カレンダー、新聞を見ないと今日の日付を思い出しにくい	☐
4	外出するのがおっくうになる	☐
5	外出時の服装に気を使わなくなった	☐
6	ゴミの出し忘れや曜日を間違える事が増えた	☐
7	洗濯をしても干すのを忘れてしまう	☐
8	同じものを買ってしまう失敗が増えた	☐
9	同じことを何回も話すことが増えたと言われる	☐
10	長時間会話すると疲れる。おしゃべりが楽しくない	☐
11	小銭での支払いが面倒で、お札で支払うことが多くなった	☐
12	入浴がおっくうになった	☐
13	手の込んだ料理をつくらなくなった	☐
14	味付けが変わったと言われる	☐
15	車をこする事が増えた	☐

1～3 国立循環器病研究センターチェックリスト項目

4～15 鳥取大学医学部 浦上克哉教授監修項目

3個以上当てはまる場合は軽度認知障害(MCI)への注意が必要です(要注意)

項目にある日常生活に注意を払うことは軽度認知障害の予防や改善に効果があります。

Q1～3☑数	個	Q4～15☑数	個
--------	---	---------	---

☑してください。要注意の結果の場合の連絡: ☐希望する(Tel - -)

※要注意でなければ連絡はありません。 ☐希望しない

令和7年度 事業計画（案）

○介護保険事業特別会計 地域支援事業

事業名		事業内容	目標
【介護予防・日常生活支援総合事業】			
	1 介護予防ケアマネジメント		
	①介護予防ケアマネジメント		
	ケアプランA	要支援１・２、事業対象者への適切なサービス提供のためのケアマネジメント	1,500件
	ケアプランB		400件
	ケアプランC		10件
	2 介護予防・生活支援サービス		
	①訪問型サービス		
	従来相当	ヘルパーによる掃除、洗濯等の日常生活上の支援	1,100人
	サービスA		3,000人
	サービスC		36人
	②通所型サービス		
	従来相当	デイサービス等での機能訓練や集いの場など日常生活上の支援	2,200人
	サービスA		2,100人
	サービスB		2,800人
	③その他生活支援サービス		
	お元気見守り食事サービス（配食）	栄養改善や独居高齢者の見守りを目的とした配食	2,040人
【指定介護予防支援事業】			
	指定介護予防支援		
	介護予防支援	要支援１・２、事業対象者への適切なサービス提供のためのケアマネジメント	3,000件
○一般会計 重層的支援体制整備事業			
【地域介護予防活動支援事業】			
	1 一般介護予防事業		
	①介護予防対象者把握事業		
	基本チェックリスト把握事業	基本チェックリスト（支援を要する人の把握方法）の実施	150人
	MCI対象者把握事業	MCI（軽度認知障害）のスクリーニングテスト等の実施	50人
	②介護予防普及啓発事業		
	健康教室・健康教育への講師派遣	1団体へ年3回の講師派遣	1,815人
	保健事業と介護予防の一体化事業	保健事業と介護予防事業を一体的に実施	30回
	回想法普及・活用事業	回想法センターでの認知症カフェ・回想法体験	437人
	健康体操教室（健康シニア応援塾）	健康教育、参加前後の効果測定を実施	90人
	健康体操教室（プールウォーキング）	プールを使用した教室、参加前後の効果測定を実施	200人
	健康体操教室（運転応援事業）	恵那警察署のタイアップによる健康教室	60人
	健康体操教室（ココトレチャレンジ）	個人メニューの運動・栄養・口腔指導（健幸推進課連携事業）	144人
	③地域介護予防活動支援事業		
	高齢者温泉施設利用助成	高齢者の閉じこもり防止を目的に温泉券の発行	3,600人
	健幸ポイント事業	介護予防事業を対象に高齢者の外出と事業参加を啓発（健幸推進課連携事業）	200件
	④地域リハビリテーション活動支援事業		
	理学療法士による研修会	介護予防体操の普及を目的とした研修会の実施（事業所従事者・介護予防リーダー養成等）	2回
	介護予防手帳の発行	理学療法士による健康体操を内容とした介護予防手帳の活用	500冊

【生活支援体制整備事業】			
	1 地域ケア会議推進事業		
	地域ケア個別会議	個別のケースの問題解決と関係機関のネットワークの構築	随時
	地域自治区ケア推進会議（懇談会・合同会議）	地域課題の整理・解決策の検討会を地域の代表者と実施	各地域2回程度
	市地域ケア推進会議	地域ケア推進会議で検討された課題の共有と政策的検討	1回
	2 在宅医療・介護連携推進事業		
	現状分析・課題抽出・施策立案	医療介護事業所の情報掲載、課題の抽出と対応策の検討会議開催等	会議2回
	対応策の実施	相談窓口の設置、コーディネーター配置、住民への啓発、医療介護関係者の研修	研修1回
	3 認知症総合支援事業		
	①認知症初期集中支援チーム		
	個別ケース支援・啓発事業	認知症サポート医を中心としたチーム員による検討と支援や啓発活動	随時
	②認知症地域支援・ケア向上事業		
	認知症カフェ（ささゆりカフェ）	認知症地域支援員が中心となり関係機関と連携して開催	8回
	認知症の方の家族のつどい	介護者を支える場として認知症地域支援員が中心に実施	4回
	若年性認知症の人と家族支援	認知症疾患医療センターと連携を図り啓蒙活動を実施	随時
	認知症多職種連携事業	認知症ケアに関わる多職種間の相互理解を深め統合的な支援に繋ぐための研修会の開催	1回
	認知症ケアパスの活用推進	サービスの流れやケア内容を記載した冊子を相談時に活用	随時
	チームオレンジ支援	認知症サポーターの定期的な活動の場	1か所
	認知症サポーター活動支援活動支援	あんしん声掛け訓練・フォローアップ研修の実施	訓練1回・研修2回
	4 生活支援体制整備事業		
	生活支援コーディネーター配置	地域の生活支援等サービスの取組みをコーディネートしサービスの提供体制の整備を行なう	1名
	第1層協議体会合会議（市1か所）	市全体の福祉課題の整理・解決策の検討会議の開催	2回
	第2層協議体会合会議（市13か所）	地域課題の整理・解決策の検討会を地域の代表者と実施（地域自治区ケア推進会議）	各地域2回程度
【地域包括支援センター】			
	1 総合相談支援業務	医療・福祉・介護サービスの利用に繋ぎ継続的な支援を実施	4,500人
	2 権利擁護業務	虐待対応・予防活動実施	一
	3 包括的・継続的ケアマネジメント	定期的なケアマネ連絡会の開催・個別相談実施	750人
	4 家族介護者支援事業		
	家族介護者交流事業	介護者同士の交流や気分転換の場	2回
	高齢者等あんしん見守り登録事業	認知症による行方不明になる恐れのある方の登録、見守りシールの交付、位置探索端末機器購入費の一部助成、個人賠償責任保険の加入	保険加入40人 シール20人
	高齢者見守り活動支援事業	高齢者の安否確認のため市内事業所と協定締結	36カ所
	高齢者等位置探索端末機購入助成事業	位置探索端末機の購入助成	5人
	介護用品購入助成事業	介護用品購入費用の一部助成	360人
	9 成年後見利用促進・利用支援事業	後見制度の周知を図る。申立費用・報酬を助成	申立3件 報酬15件
	10 認知症サポーター養成講座	地域での理解と早期対応の知識普及のための講座	講座250人
	11 緊急通報システム整備事業	独居高齢者の日常生活の安全確保	5人
	12 介護保険適正化事業	訪問によるケアプラン点検等の指導助言	随時